

多摩の「リーディングシティ」を目指すための調査研究支援業務委託仕様書（案）

この仕様書は、「多摩の「リーディングシティ」を目指すための調査研究支援業務委託」について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。なお、この仕様書中の「甲」とは町田市、「乙」とは本業務を受託して行う事業者をいう。

第1章 総則

（背景・目的）

町田未来都市研究 2050 では、不確実な将来を予測するため、市に起こり得る 4 つの未来シナリオを描いた。ポジティブシナリオとしては、居住地に縛られずデジタルサービスパックを提供する「行政法人 Machida」や、仕事・生活面両方で満足度の高い「自律分散協調型」で「地域密着型」の都市となること等を予測したが、一方では財政危機から脱却できず、多様な地域課題を抱えたまま行政サービスが崩壊する未来も予測された。

6 分野 86 指標の都市構成要素を数値化し、都市特性を客観的に評価した JPC（Japan Power Cities）2023（森記念財団）では、評価された 159 自治体中（2023 年）、2 年連続で 80 位以下という順位であり、多摩地域の府中市（30 位）・三鷹市（45 位）・立川市（60 位）・八王子市（66 位）とは大きく水をあけられる結果となった。特に「労働生産性」「賃金水準」「合計特殊出生率」「医師数」「イベント数」等の評価項目は非常に低い数値となっており、評価対象となった 2020 年以降から改善が見られない。客観的に見て町田市は、ネガティブな未来シナリオに向かいつつあるということになる。町田市がネガティブな都市要素を克服し、将来にわたって選ばれる自治体と成り得るかは、今後 5～10 年間の政策に懸かっているとと言っても過言ではない。

そこで他自治体との比較を通して、町田市が危機的状況にあること、「未来への分岐点」が今であると捉えた上で、ポジティブシナリオへと軌道修正するための政策提言を行い、町田をリ・デザインすることの必要性を、市職員や議員だけでなく市民全員にも認識していただきたい。

以上のことから、調査・分析し明らかにされた情報と、町田市未来づくり研究所がこれまでに実施した研究を踏まえ、町田市を多摩の「リーディングシティ」に押し上げる提言を行うための資料を作成することを本業務委託の目的とする。

（貸与資料）

甲は、委託業務の実施に必要な甲が所有している資料を、乙の請求により貸与する。

（業務責任者）

1. 乙は、委託業務を実施する業務責任者を定める。業務責任者を変更する時は、事前に甲と協議の上、甲の承認を得る。

2. 業務責任者は、委託業務の全般にわたる業務管理を行う。

3. 業務責任者は、技術上の管理を行うために必要な能力と技術を有する者にすること。

（作業計画）

1. 乙は、契約後速やかに甲と作業内容や方法等について協議し、作業計画書を作成して甲の承認を得なければならない。

2. 作業計画書には、業務実施方針、業務内容、工程表及び業務責任者、その他必要事項を記載する。

(成果品の帰属等)

1. 委託業務の実施にあたって作成した調査・検討資料、成果品及び収集した情報は、全て甲に帰属し、乙は甲の承認を得ることなく、他に公表・貸与してはならない。

2. 甲は、契約書に定められた履行期限前であっても、必要に応じて完成している成果品の提出を求めることができる。

3. 乙は、契約期間の満了後であっても、納入した成果品に遺漏等が発見された場合は、すべて乙の責任において速やかに訂正を行う。

(秘密の保持・情報の管理)

乙は、別添「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

(事故発生による損害)

乙は、情報の紛失もしくは盗難等の事故により甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

(再委託)

1. 乙は、委託業務の処理を第三者に委託または請け負わせてはならない。ただし、簡易な業務であらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りではない。

2. 乙は、再委託をするにあたっては、再委託先に対し業務の実施について、適切な指導及び管理を実施しなければならない。

(情報管理方法の指定)

乙は、データの取扱いにあたっては、データ保護管理規定を制定し規定に基づいて適正にデータ管理を行い、個人情報の滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

(疑義)

乙は、契約条項に記載のない事項、若しくは疑義を生じた場合は、速やかに甲と協議の上、甲の指示に従う。

第2章 業務

(業務内容)

1. 環境分析

町田市を取り巻く都市要素の現状を客観的に把握し、課題を整理するため、定量的・定性的な観点から以下の通り環境分析を行う。その他、必要と考えられる手法を用いて調査する。

【定量調査】

JPC 評価を受けて、周辺自治体や同規模の郊外自治体をピックアップして「仮想ライバル」に設定し、様々な社会・経済的指標や資源等の有無について比較を行う。

【定性調査】

JPC 評価で押さえられていない市民満足度や多様性、ホスピタリティ等の観点においては、都市の感性評価(森記念財団)、センシユアス・シティ・ランキング (LIFULL HOME' S 総研)、Liveable Well-Being City 指

標（一般社団法人スマートシティ・インスティテュート）等を参考に項目を設定し、独自にウェブアンケート（30問程度）を実施する。対象自治体数およびサンプル数は、「仮想ライバル」との都市要素の比較を行うに足りるデータ数とする。

2. 課題の言語化、可視化

比較結果を基に、町田市の抱える課題を言語化・分類し、可視化する。

3. 成功要因等の分析・ケーススタディ

課題解決にあたり、国内外の先進事例を調査し、成功要因（既存施設や交通基盤の有無、地理的要因、歴史的背景、キーパーソンの存在、市職員の資質、市長のリーダーシップ、職員の再配置、企業投資の有無等の影響等）を分析する。背後にある法則や傾向を究明し、当市で再現性があるのかを確認する。調査にあたっては、必要に応じて現地視察を行う。

4. 有識者ヒアリング

調査内容について有識者にヒアリングを行い、幅広い意見を反映する。

5. 効果的な手法の検討

上述の調査を受けて、改善もしくは伸長すべき項目を決定する。

中長期的に検討すべき項目、短期的に成果を出すべき項目の案を示す。

6. 具体的な施策の提案

実施に係るコスト・効果額・期間・場所等を含めた具体的な施策案を提案する。他自治体の取り組みをそのまま流用せず、独自の視点から町田市のあるべき姿を打ち出し、結果として JPC の順位を押し上げられるような施策内容とする。

7. 情報発信

伝わりやすい媒体や手法等を提案し、研究過程に関する効果的な情報発信を行う。

（1）庁外向け

企業や市民、議員、他自治体職員等を対象とし、研究内容を周知することを目的に実施する。

（2）庁内向け

町田市職員を対象とし、業務の参考となることを目的に実施する。

8. 研究成果の作成・発表

（1）研究成果報告書

業務内容に記載した項目ごとに整理された報告書を作成する。

（2）概要版

市民等に本調査研究を周知することを目的とした概要版を作成する。

（3）講演会の実施

研究成果を発表する場として講演会（対面・リモート）を行う。企画案の作成及び運営支援（開催準備と当日の運営支援、録画記録等の作成）を行うほか、効果的な周知を行い、集客に努める。

9. 甲との打合せへの出席及び記録の作成

乙は、委託業務の実施にあたり、会議（対面・リモート）、電話、電子メール等の方法を用い、随時連絡を取り、打合せ事項については、協議書及び打合せ記録を作成するとともに、甲に作業の進捗状況を報告する。

第3章 成果品

（成果品）

乙は次の成果品を甲に提出する。電子データはDVD、CD-R等で提出すること。

1. 多摩の「リーディングシティ」を目指すための調査研究成果報告書 A4版 10部（紙媒体）
2. 多摩の「リーディングシティ」を目指すための調査研究概要版 300部以上（紙媒体）
3. 講演会の記録（電子データ）

YouTube等で配信可能な映像データ

4. 上記成果品に係る一式（電子データ）

Microsoft Word, Excel, Power Point等の形式による編集が可能なデータ。調査事項の集計結果、分析結果データ、グラフ等（電子データ）

5. 打合せ資料及び議事録一式（電子データ）
6. その他関連資料一式（電子データ）

参考文献一覧、作成した図面・各資料の原典資料等

（履行の報告）

乙は、契約期間内に成果品の甲への納入をもって委託業務を完了し、検査を請求しなければならない。

第4章 契約期間

（契約期間）

この契約期間は契約締結の日から、2025年3月31日までとする。

第5章 支払

（支払）

甲は、乙から提出された成果物により、委託業務が適切に実施されたことを確認した後、乙からの請求に基づき、一括して支払う。

第6章 その他

（環境により良い自動車利用）

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の既定に基づき次の事項を厳守することとする。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、または提出することとする。

1. ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

3. 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。